

犬山市自主防災活動支援補助金 申請フロー

①補助金の申請

犬山市防災交通課に申請書を提出してください。（様式第1）

※下記の書類を添付してください。

【防災会を新たに設置する場合】

- ・設置届出書

【防災用資機材を購入する場合】

- ・見積書のコピー
- ・カタログのコピー
- ・資機材を保管する場所の位置図



②補助金の交付決定

補助金の交付決定通知書が届きます。

【防災会を新たに設置する場合】（手続きは、これで終了です。）

市から防災用資機材の支給があります。資機材の保管場所を決めておいてください。

※支給資機材を用いた、自主防災訓練を実施してください。

（訓練の内容について犬山市防災交通課で相談を受けます。）

【防災用資機材を購入する場合】

防災用資機材の購入手続きを行ってください。



③補助金の請求

防災用資機材の購入後、犬山市防災交通課に請求書を提出してください。（様式第3）

※下記の書類を添付してください。

- ・領収書のコピー
- ・補助金の振込先が確認できる通帳のコピー



④補助金の振込

補助金は請求後、約1か月程度で入金されます。

※支給資機材を用いた、自主防災訓練を実施してください。

（訓練の内容について犬山市防災交通課で相談を受けます。）